

1. 議事日程（令和6年第4回北広島町議会定例会）

令和6年12月18日
午前10時開議
於 議 場

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第78号 | 北広島町地域づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第79号 | 北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第80号 | 北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第81号 | 北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第82号 | 北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第83号 | 北広島町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第84号 | 北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第85号 | 第3期北広島町総合戦略の策定について |
| 日程第9 | 議案第86号 | 北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更について |
| 日程第10 | 議案第87号 | 令和6年度北広島町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第11 | 議案第88号 | 令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第89号 | 令和6年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第90号 | 令和6年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第91号 | 令和6年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第92号 | 令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第93号 | 令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第94号 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 調査報告 | 議会改革調査特別委員会調査報告 |
| 日程第19 | 審査報告 | 請願・陳情等の常任委員会審査報告 |
| 日程第20 | 請願審査 | 請願第1号 訴訟参加を求める請願書 |
| 日程第21 | 陳情審査 | 陳情第13号 令和7年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書 |
| 日程第22 | 陳情審査 | 陳情第17号 加齢性難聴者への補聴器購入に対する助成についての陳情書 |
| 日程第23 | 発議第10号 | 北広島町議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例 |
| 日程第24 | 発議第11号 | 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条 |

例

- 日程第25 発議第12号 加齢性難聴者への補聴器購入に対する助成を求める意見書の提出
について
- 日程第26 発議第13号 日本政府に第3回核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参
加を求める意見書の提出について
- 日程第27 閉会中の継続審査の申し出

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	亀岡純一	2番	伊藤立真	3番	敷本弘美
4番	中村忍	5番	佐々木正之	7番	美濃孝二
8番	梅尾泰文	9番	伊藤淳	10番	服部泰征
11番	宮本裕之	12番	湊俊文		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	増田隆
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	矢部芳彦	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	川手秀則	総務課行政管理係長	坪内聡子	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	小椿治之	税務課長	植田優香
町民保健課長	迫井一深	福祉課長	細居治	こども家庭課長	芥川智成
環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	大本賢一郎
建設課長	竹下秀樹	消防長	笠道宏和	教育課長	植田伸二
会計管理者	大畑紹子				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。議場内においてマスクの着用は自由とすることにして
おります。本定例会も本日が最終日となりました。本日は議案審議、採決となっております。発

言をする際は、マイクを立ててからはっきりと発言してください。また、質疑、答弁は要点のみ簡潔に行ってください。なお、採決では全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第78号 北広島町地域づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第1、議案第78号、北広島町地域づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 5番、佐々木です。今回的一部見直しが議案に上っておりますが、現在使用されている団体、地域住民に意見を求めたことがあるのでしょうか、お答えください。
- 議長（湊俊文） 豊平支所長。
- 豊平支所長（熊谷忠明） 意見は求めたことはありません。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 今後どういうふうな説明をされるか、お答えください。
- 議長（湊俊文） 豊平支所長。
- 豊平支所長（熊谷忠明） 今後は検討委員会等の役員や豊平地域自治振興会のほうで状況の説明をしていきたいと思っております。以上です。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。2番、伊藤立真議員。
- 2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。ちょっと2つほど聞きたいことがあるんですが、まず最初のほうなんですけど、先ほどの同僚議員の質問の回答なんですけど、意見を聞いたことがないというふうなご発言だったと思うんですけど、検討委員会の中でどういった使い方ができるのかというのが検討委員会の中で議論されているというふうに認識していますが、いかがですか。
- 議長（湊俊文） 豊平支所長。
- 豊平支所長（熊谷忠明） 使い方については検討委員会で案を練ってもらって、実践倫理さんのほうに報告するという目的でありますので、今回料金についてはちょっと考えておりません。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 2番（伊藤立真） すみません、質問の意図が伝わってないので、料金のことについては今伺ってないです。使い方、どういった使い方ができるのか、そういったことを検討委員会の中で事前に意見を幾らか聞いているというふうに認識していますが、その事実がどうかということを確認してます。
- 議長（湊俊文） 豊平支所長。
- 豊平支所長（熊谷忠明） 検討委員会のほうにはその都度情報を送ったりもしておりましたので、意見は聞いていたと思います。以上です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。

- 2番（伊藤立真） すみません、同僚議員の質問ではしてない、今はしてたと思う。どちらが本  
当なのか、お答えください。
- 議長（湊俊文） 豊平支所長。
- 豊平支所長（熊谷忠明） すみません。しておりました。以上です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 2番（伊藤立真） もう一つの質問伺います。今回の議案で使用料の改定ということで、いろい  
ろ全員協議会あるいは常任委員会のほうでも説明を受けております。やっぱりその中で営業を  
伴う利用のことについて確認をさせていただいて、答弁もいただいているんですけども、ケース  
バイケースというふうな回答がありました。基本的に、まちづくりセンターもそうですけども、  
多くの方に営利を伴う内容はそれは確かに審査しなくちゃいけないと思うんですけども、基  
本的に運用していただく基本的なスタンス、いろんな方に利用していただく、いろんな方に來  
ていただくということを考えれば、基本的な考え方として、受け入れるスタンスで物事を進め  
るのか、それとも営業の方には使わせないというスタンスで物事を進めるのか、そこの確認を  
させてください。お願いします。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 基本的には、専ら営利という部分に係りますと、使用は控え  
ていただくようになりますが、まずはどういった使い方をされるのかご相談を受けながら検討  
させていただければと思っております。
- 議長（湊俊文） 副町長。
- 副町長（畑田正法） 今のご質問につきまして補足をさせていただきます。担当課長が申し上げ  
ましたように、もともとここは公民館でありましたので、社会教育施設というところで、営利  
行為は禁止というのが原則でございましたけども、地域づくりセンターというところで、所管  
を教育委員会から町長部局に変えて多様な活用ができるようにしようというところで進めてき  
たところでもあります。今の営利行為につきましても社会教育施設としての機能が残っておりま  
すので、営利行為に専ら使うということとはなかなか難しいと思っておりますけども、公的にあるいは  
地域が行うイベント行事における飲食の販売だったりとか、例えばフリーマーケットであつた  
りとか、そういうふうな活用については、ここの使用の範囲の中でできるものということで進  
めてきておりますので、基本的にはそういうスタンスでおります。それともう1点、地域づく  
りセンターの先ほどの支所長の回答にも補足させていただきますけども、活用、ハード面であ  
つたりソフト面であつたりにつきましては、この話ができた当初から、地元の代表であります  
とか関係団体の人、関係職員含めた検討委員会を設置をして、かなり密に検討を行ってきたと  
ころで、活用の内容であつたり、施設のつくりだつたりというところも話をさせていただいて  
きております。最終的に今度完成をして引き渡しを受けてオープン段階で、どういうふうな  
形でオープンしていくのか、どういうふうに活用していくのかということも含めて、また検  
討委員会のほうで常に話をしていきたいと思っております。以上です。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論  
を終わります。採決するんですが、しばらく休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 09分 休憩

午前 10時 11分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第78号、北広島町地域づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第79号 北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第2、議案第79号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第79号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第80号 北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第3、議案第80号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第80号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第81号 北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第81号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第81号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第82号 北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第5、議案第82号、北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第82号、北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第83号 北広島町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第6、議案第83号、北広島町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第83号、北広島町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第84号 北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第7、議案第84号、北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第84号、北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第85号 第3期北広島町総合戦略の策定について

- 議長（湊俊文） 日程第8、議案第85号、第3期北広島町総合戦略の策定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、中村議員。
- 4番（中村忍） 4番、中村忍です。2点お伺いいたします。大変丁寧なKPIも設定されています。KPIに下一桁まで数字も示されたものもございます。例えば15ページに示されております民泊体験の受入れ者数が3568人まできちっと書いてあります。これを示した根拠が言えればお願いします。
- 議長（湊俊文） 財政政策課長。
- 財政政策課長（国吉孝治） 大変申し訳ありません、今ちょっと根拠の資料持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 続いて、もう1点お伺いいたします。19ページでございます。方向Ⅱ、ふるさとを愛する心と夢を育む教育の推進についてでございますが、その（1）のところに、健やかな体、豊かな心をベースにした学力向上の推進とあります。KPIには、体力向上と豊かな心を基盤ということで、体力についての数値は示されてあるんですが、その後段の小中学校と連携して学力向上に取り組みますとございます。目指すのはここだと思っておりますが、このところのKPIがなぜ示されていないのか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） K P I の設定につきましては、この総合戦略を策定した際に設定をしたものでございます。それを今回更新という形なので継続させていく、その数値を新しい数字に直していくというような形を取っております。今回改訂に当たりまして、そうしたところの議論はしていないというのが実際のところではございますが、今後この計画というのは続いていくものでございますので、今後必要が発生した、また議論の中で入れるべきだろうということで判断をさせていただいた段階で入れさせていただければというふうに考えております。今回につきましては、そこについては更新をしないというような形での整理をさせていただければと思います。

○議長（湊俊文） ほかに。9番、伊藤淳議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。総合戦略ちょっと、10個以上ちょっと数字の確認等がございますので、1つずつゆっくりと言っていきます。ご確認いただければと思います。少々お待ちください。発信しますのは、議案第85号の別冊で出たものなんですけども、7ページなんですけども、つらつらとちょっと質問を重ねてまいります。7ページの目標、社会動態の増加ということで、令和4年社会動態マイナス71人から令和8年の社会動態30人以上、この辺の現実性として厳しいんじゃないかなというのがあります。10ページに参ります。創業相談数、創業者数の基準値なんですけども、こちら、後からいただいたまちづくり委員会の資料でいきますと、1回目と2回目の資料の数字がどちらも平成30年の基準値になってると思います。令和4年度の基準値を、令和4年度だけで言うと、9件、2件になってますので、こちら数字が違うのかなと。併せまして、そのときの次期の目標ということで、令和8年度が延べ12件、延べ9件とありましたので、この数字は20件、6件でいいのかなと確認をします。19ページに参ります。こちら全協でも言いましたけども、数字で全国体力・運動能力調査における体力合計点ということで、かなり厳しい数字、何もかも上げればいいという感覚は分かりますけども、子どもの運動能力を一気に上げというのはかなり厳しいんじゃないかなと思ひまして、ここの現実性をお聞きいたします。22ページに行ってください。婚活イベント参加者数ということで、コロナ以前は目標値の140人近くはありましたけども、現在減っております。この辺は、婚活イベントを主催している団体にこの現実性をお聞きしているのかどうか、その辺が委員には商工会は入っても青年部は入ってなかったか、確認をいたします。その下、施策内容ということで、自分磨きの支援や町主体によるイベントの開催ということであるんですけども、こちらほかにやってるのかというのを確認させてください。26ページです。地域リーダー・コーディネーター育成と集落支援員や協力隊との連携を強化ということで、現在地域おこし協力隊がいません。この辺は推進する考えは常任の報告から聞きますと、今後はちょっとあまりないのかなというふうにも思ったりしております。推進するのかどうか、その文面の部分、本当にやっていくのかどうかを確認させてください。27ページです。住民・自主防災組織・幼少年女性防火クラブ員の参加人数ということで、令和4年度の参加人数が1万2115人、延べじゃなくあるんですが、令和8年度も延べじゃなく、維持。これは今までの参加人数は延べなのかということで、ここは逆に増やさないのかなと思うんですけども、この数字の根拠です。28ページです。移住後の暮らしをイメージできる空き家を活用したお試し住宅の展開をします。これもうないですよ。この辺どうなのかなと思って、改めてやるのかどうかをお聞きいたします。以上になります。

○議長（湊俊文） 数字の確認は常任でやってください。財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 8点質問があったと思います。1点目、社会動態、現状の数字厳しいのでは。これはあくまで目標数値ということで設定をさせていただき、ご理解いただければというふうに考えております。厳しいか厳しくないか、それは実際、新たに検討していくというところでは必要なことだろうというふうに考えておりますが、現状において常任委員会、全員協議会で申し上げましたとおり、今回の計画につきましては、長期総合計画と合わせるというような趣旨を踏まえての2年間という、いわゆる継続という言い方が正しいかどうかは分かりませんが、そういったニュアンスで継続をお願いしたいというようなお話をさせていただいてと思います。そうしたところで目標数値の設定を変えるかどうかというところ、これはかなり膨大な議論が必要になってくると思います。次回のところではそういったところの議論も委員の皆さんにお願いするようになると思いますが、現状におきましては、そういう趣旨での改訂ということで、この数字の目標設定であるということをご理解いただければと思います。2点目の創業相談数、数字が違うのではということではあるんですが、これちょっと確認させていただければと思います。3点目につきましても、体力の関係、こちらも1点目と同じ答えになります。4点目の婚活参加者の人数等現実性、団体のほうの使い方というようなこと、主催団体のほうに聞かれたかということなんですが、あくまで実績数値での目標という形で整理をさせていただいておりますので、そういったことはしておりません。ただ現実性としては、目標数値につきましては、1点目、3点目の答えと一緒になんですけれども、活動しているという実態はございますので、そこに期待をしたいというところでございます。5点目の自分磨きというのが、ごめんなさい、ここがちょっと私理解できなかったんで、また教えていただければと思いますが、6点目の地域おこし協力隊との連携なんです、協力隊というのは、そのときそのときのニーズに応じて必要か必要でないかというところは、そのときの社会情勢でありますとか、行政運営の中で必要になってくれば判断するところだというふうに考えております。現状においてはちょっと必要性が薄いかもしれませんが、2年後には必要になってくることも可能性があります。今回、こういう戦略というものは長期スパンで立てられるものであって、その目先のことで判断することではありませんので、引き続き置かせていただければというふうに思っております。幼年クラブ、自主防災、住民・自主防災、幼年・女性防火クラブ、これ現状維持の人数ということではありますが、引き続きこれも継続して事業を行っていただきたいという意味での数字の据え置きというふうに考えていただければと思います。お試し住宅につきましては、もうないのではという7点目の質問でございますが、こちらにつきましては、現状ないというようなことにはなっていると思います。ですが、先ほど申し上げましたように、今回の計画につきましては、計画期間が終了して、次の計画に継続していくためということで、第2期のものを継続をさせていただいているというような実態がございますので、今回のこういう計画の中に掲載をさせていただいておるという状況から、こういった形での計画策定ということをご理解いただければと思います。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） まず、委員会で聞くのではないかとということで、先ほど議長のほうからありましたが、委員会のほうで、もう数字の間違いはないですねということでお聞きして、ないということだったので、そこは確認しておきます。その上でなんですけども、まず最後のが一番分かりやすい、28ページのお試し住宅、計画の継続のために残しますというにしても、ないも

のを載せるのはどうなのかなというのが正直ございます。そのための委員会で、明らかにないものは落とすべきではないのかというのが1点目の質問です。目標値に関しても、継続のためにといっても、一応委員会開いた上で数字も長期目標として平成30年、令和4年、6年、8年で、長計のほうの基準値も一緒に載せてるということであれば、その点も一応話し合ったということであれば、ある程度実質的な数字にするべきではないかなというのがございます。その上で、自分磨きのほうが22ページ、自分磨きへの支援ということで、こちら実質どのようなものが今あるのか、もしくは今後の展開になっていくのか。こちらの答えとしては、もしかしたら継続のためにそのまま載せてますということであれば、計画としてはちょっと、もう少し踏み込んだもの、改めて作成するものなので、もう少し踏み込んだものが必要じゃないかなと思っております。そのまま継続ではなく、2年間の一応大事な計画だと思いますので、その点を確認いたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 失礼しました。5点目の自分磨きの部分、すみません、ちょっと私が聞き取れてなかったので申し訳ありませんでした。婚活イベント、単にやるという趣旨ではなくって、基本的にはここにも書いてありますとおり、独身男女の自分を磨いて魅力を引き出すお手伝いをするというような趣旨で、現在、今やってるかどうかというところにつきましては、すみません、ちょっと私把握しておりませんが、計画の中に掲載する事業ということであれば、こういったことも必要ではないか、将来的なことを見据えて必要ではないかというのが趣旨というふうにご理解いただければと思います。先ほど数字の件、確かに議員言われますとおり、今回更新という形で議決もさせていただくというようなところで、そういった検討、数字の検討というのは必要ではないかというところは確かに理解できるところでございます。しかしながら、先ほど来から申し上げておりますとおり、今回、計画を策定をするに当たり、2年間ということで、次期長期総合計画と、この総合戦略を連動させる、親和性を取らせるというようなイメージを持っております。ですので、新たに今度計画策定の初年度から、また次期計画について検討させていただくというようなところも考えております。そうした面も踏まえまして、今回は数字面につきましては、委員会の中で出た議論の中で変えていくべきではないかというところを重点的に変えさせていただいております、それ以外につきましては第2期の計画を引き継ごうというようなことで策定をさせていただいております。これにつきましては恐らく考え方として多分平行線になるかなというところもありますので、ご理解いただければというふうなお答えにさせていただければと思います。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 先ほどの2回目の質問で言いました、落とす落とさないというので、確実にやらないものを載せる、その上で議決を取るというのは、もうやらないと言ったお試し住宅を載せるのは私ちょっと、ここ不可解です。加えてなんですけども、先ほど数字の根拠をとということで同僚議員ありました。私のほうも、ここ数字合ってますかという中で、これを議決するというのは、確認できないまま議決にはちょっと至らないのかなと思っております。数字の確認は後からこれ変えることができないですよ。今回この数字のまんまやって、実は違ってました。私が全協の後にいただいた資料では、現在値が既に違うんですよ。そうしたときに、この計画合ってるのかなと思ったときに、訂正は2点ほど全協で言ったときあったんですけども、それ以外の修正があるのではないかなと思って、ちょっとその数字の根拠じゃなく、まず合っ

てるかどうかの確認で、ちょっと一番最初に言いました創業相談数とかは基準値合ってますかというところをちょっと確認させてください。その上で、最後です。いろいろ理解をしてくださいというのは分かります。理解いたしますが、議決をする上でというのもしやいました。加えて、このように数字の根拠だったり、継続するための次回はちゃんと話し合いますといったときに、そのための時間でもあったとは思いますが、次回ちゃんとそのように話し合われるかどうかの確認をして、3回目の質問を終わります。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 1点ちょっと確認というか、誤解が生じてる。私、お試し住宅は現状ありませんと言っただけで、今後やらないという話はしておりません。そこはご理解いただければと思います。今後の可能性も踏まえて載せてるといようなイメージ、実際そこまで深く考えてるかどうかはあれなんですけど、将来性というところで考えてのということはお願いたします。今後、数字につきましては、すみません、ちょっとお時間いただければと思います。今後、そういったところも踏まえて議論をしていくのか。これにつきましては、審議会のまずあくまで、これ思惑の部分でしかないのですが、次期計画を立てる上では、その目標設定でありますとか、そういったところの部分につきましても当然審議をしていくべきかなというふうには考えてはおるんですが、これにつきましては今後のスケジュール感の中で考えさせていただければと思います。ただ、そういうところを議論しないというのではなくて、その議論が必要かというところから入らせていただくようになると思います。当然その中で目標設定というのも必要になってまいりますので、そこは当然設定をさせていただくようになると思います。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。1番、亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡です。数字についての確認はお時間をという話でしたけども、先ほどの質疑の中で数字がはっきりしないと判断ができないという話もありましたが、これについては今日の本会議の中で、時間の中で数字が出てくるものか出てこないものか、それによっては、この議事日程というのを変更する必要があるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 了解いたしました。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 40分 休憩

午前 10時 45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。先ほど、亀岡議員のほうから数字がはっきりしないと採決はできないということでございましたので、財政政策課のほうから答弁が出ますので、答弁を求めま

す。財政政策課長。

- 財政政策課長（国吉孝治） 先ほどは失礼いたしました。先ほどの中村議員の質問、民泊数3568という細かい数字までというところ、こちらにつきましては平成30年の数値を使っておりますが、これコロナ禍で、そこが一番ピーク時の数字でございます。コロナ禍で落ち込んだ数字をそちらまで持っていくという目標を込めての3568ということでの設定とさせていただいております。もう1点、伊藤淳議員から質問がありました数字の創業支援件数ですね、こちらのほう大変失礼いたしておりました。常任委員会でA3の資料、横の資料を出させていただいております。そちらのほうに令和4、現在のところ令和2年9件、令和3年11件、令和4年9件という形で記載しております。すみません、こちらの数字が間違っておりました。実際には議案の資料で出させていただいております10ページのKPIの創業者数延べ6件というのが正しい数字ということでもあります。以上でございます。
- 議長（湊俊文） 答弁が出ましたのでこのまま続けさせていただきます。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第85号、第3期北広島町総合戦略の策定については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第86号 北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

- 議長（湊俊文） 日程第9、議案第86号、北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第86号、北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第87号 令和6年度北広島町一般会計補正予算（第6号）

- 議長（湊俊文） 日程第10、議案第87号、令和6年度北広島町一般会計補正予算第6号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、服部議員。
- 10番（服部泰征） 10番、服部です。歳入の21ページで、土地売払収入と建物の売払収入があるんですが、私が聞き漏らしてたら申し訳ないんですが、ここの場所についてお教えいただきたいと思います。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 管財課よりお答えいたします。土地売払収入の場所でございますね。こ

ちらの売払いを行った場所につきましては、北広島町の阿坂の町有地でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 町有地と、建物もありますね。町有地で、土地が阿坂、建物が建ってて、面積がまたどれぐらい分かれば、面積も教えていただければと思います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） すみません、今詳細の資料ちょっと手持ちで持っておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 売り払ったので、土地買いたい方がいらっしゃったと思うんですが、こうやって使うよという目的とかあって買われたのであれば、そういったことがもし分かれば、それもついでに教えていただければと思います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 購入者の目的でございますが、こちらにつきましては、目的についてはうちのほうも把握しておりませんが、隣接地の所有者でございますして、購入の希望があったということで売払いのほう行っております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。9番、伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。予算書が30、31、5の1の1、労働諸費雇用促進事業で、求人サイト改修委託料とあります。どのような改修だったのか。額が6万6000円と低いのも含めて、その辺をお聞きいたします。もう1点、予算書で53ページ、55ページのほうで、緊急自然災害防止対策事業債がそれぞれ減額になっております。執行予定だったところを、これを減額をして工事が進んでいないのがありましたので、これ何で減額になったか、緊急自然災害防止対策事業債のほうをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 議員ご質問の道路維持修繕事業で予定してた可部坂線、側道33号線、側道44号線の維持修繕工事でございますが、今回設計をさせていただきましたところ、予想以上の事業費となったことにより、起債でございますので、それと設計の完成時期によって繰越し等が発生しそうなことがありまして、来年度に工事を繰り延べさせていただくということで減額、工事費に関しての起債部分を減額させていただいております。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 求人サイトの改修業務でございますが、賃金、時給の項目の削除という作業をしたというふうに伺っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 確認いたしました。緊急自然災害防止対策事業債で先ほど道路維持修繕とありましたが、同様に河川総務費のほうも1220万の減額も同様の理由かどうか確認をさせてください。予算書55ページです。見てるのが今建設課の資料で、そのように見てる状態です。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 同じく55ページのこれ河川総務費でよろしいですね。この部分についても、流域治水の今田川の関係について、現在もちょっと設計中でございまして、用地費に関わるものについては、本年度の執行が少し遅れるという予想ができましたので、今回、次年度以降に対して用地買収費を計上させていただくということで減額とさせていただいております。

す。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。1番、亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡です。第3表、債務負担行為補正について質問いたします。内容は、これ追加として、事項としては北広島町立学校第二期GIGAスクール端末事業で、期間が令和7年度から令和12年度の6年間、それから限度額が1億1884万8000円ということが出ております。これについては、総務常任委員会のほうで委員会報告を受けた内容がありますので、大まかなところは確認しておりますが、さらに追加で聞いてみたいところを質問します。具体的には3点あります。1点目が、具体的にはタブレットのリース料だけなのか、ほかにあれば、どんなものがあるのか。それから2点目は、当初予算でなく、今回の補正に上げた理由について伺います。それから3点目が財源割合についてお聞きします。以上です。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 債務負担行為の内容についてでございます。端末のリース料に加えて保守費用、サポート費用、eラーニング、ソフトのこれもリースに含まれますけれども、大まかに言えば、リースと保守でございます。当初予算に計上しなかった理由、こちら令和7年度までの現在第1期の端末整備事業であります。8年度から導入するに当たり、年度当初も4月からスタートするに当たって、この金額、こういったことがもう分かった時点で議会のほうにしっかりと提示をさせていただいて補正をさせていただき、取り組みたいということで、このたびの補正をさせていただいております。財源でございますけれども、国県支出金、これ実は第二期の整備は県の共同調達ということでスタートをして今進めておまして、正確な財源が今しっかりと出ているわけではございませんけれども、おおよそ現時点ではこの4割程度を見込んでいた状況ではございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） はい、大まか了解しました。2点目の今回の補正に上げた理由の中で、令和7年度の4月からかかりたいということでしたが、これは当初、当初予算のときにはまだそういう計画はなかったということでしょうか。分かった時点で上げたということだったかと思っております。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 方向性は分かっておりましたけれども、おおよその金額の見込みが出ておらず、第二期について令和7年度で発生するという事は、同一契約でということがちょっとおっしゃっていませんで、もう7年度に、5年度事業ですけれども、6年間の債務負担行為でお願いしたいということが、この時点でスキームが固まったのでお願いをしているということでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。先ほどの管財課長の答弁がございましたので、ここで暫時休憩を取ります。11時10分まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 59分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） 再開します。管財課長より答弁漏れがありましたので、答弁許します。
- 管財課長（高下雅史） 先ほど質問のありました土地売払収入、また建物売払収入につきまして答弁漏れがございましたので、回答させていただきます。まず初めに土地売払収入につきまして、この面積でございますが、こちらにつきましては、阿坂の町有地3979平米、それから千代田地域の元静楽荘跡地、これが788.94平米、それから国道433の改良の関係で用地買収が県のほうからございまして、これが54.92平米でございます。トータルで4822.86平米でございます。続いて、建物売払収入につきましては、こちらは大朝活動センターの売却のほう一般競争入札で行っております。建物の面積につきましては99平米で、土地につきましては405.01平米でございます。以上でございます。
- 議長（湊俊文） これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第87号、令和6年度北広島町一般会計補正予算第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第88号 令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 議長（湊俊文） 日程第11、議案第88号、令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第88号、令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第89号 令和6年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第12、議案第89号、令和6年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第89号、令和6年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第90号 令和6年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 日程第13、議案第90号、令和6年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。歳入で電気使用料の減は、これは雨量が少なく発電が少なかったということだったんですが、これは夏の猛暑が響いてという認識でいいですか。

○議長（湊俊文） 芸北支所長。

○芸北支所長（村竹明治） はい、そのとおりでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今温暖化で、これからもこの猛暑が続くと思われませんが、ということは、来年度からも、こういった雨量が激減されることが予想されるので、例えばこの電気使用料とか、こういったのは予算にどういうふうに反映してくるのか、何かお考えありますか。

○議長（湊俊文） 芸北支所長。

○芸北支所長（村竹明治） 近年、雨不足が続いております。こればかりは気象条件との関係で雨が増えるということもありますので、なかなか予想が難しいんですが、例年どおりで考えていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） とりあえずは、マイナスの補正を考える形で、予算は例年どおりを今後も組まれていくと考えていいですか。

○議長（湊俊文） 芸北支所長。

○芸北支所長（村竹明治） はい、そうなります。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第90号、令和6年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第91号 令和6年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 日程第14、議案第91号、令和6年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認

めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第91号、令和6年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第92号 令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議長（湊俊文） 日程第15、議案第92号、令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第92号、令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第93号 令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第16、議案第93号、令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第93号、令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第94号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第17、議案第94号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、伊藤立真議員。

- 2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。今回の条例の一部改正なんですけども、今回の改正は月例給と期末勤勉手当等、この4月に遡及して支払われるものということで、補正予算のほうにもそういったことが明らかなんですけども、今回の県の人事委員会の勧告を見ると、扶養手当であるとか、地域手当の見直しであるとか、通勤手当の見直しであるとか、こういったもの、これは来年7年4月からの施行というふうなことで計画が発表されてるんですけども、これら

の関係については、町の条例との兼ね合いというか、いつ条例改正をされるのか、提案されるのか、それを確認させてください。お願いします。

○議長（湊俊文） 総務課行政管理係長。

○総務課行政管理係長（坪内聡子） 伊藤立真議員の質問に対して総務課からお答えさせていただきます。今回の追加議案に関しては、令和6年度4月から適用する条例改正のほうを提案させていただいております。令和7年度4月から適用する今年度の勧告分に関しては、今年度中に議会のほうに議案のほう提出させていただいて審議のほうしていただこうと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今後提案するということなんですけども、一応2月議会というふうな考えでよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課行政管理係長。

○総務課行政管理係長（坪内聡子） 今、国のほうから条例の改正案のほうがどんどん届いておりまして、その中身を精査して準備が出来次第、議会のほうに提案したいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。まず、この人事院勧告に基づく給与の分で、人件費がトータル幾ら上がるのか、それから支払いはいつなのか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 総務課行政管理係長。

○総務課行政管理係長（坪内聡子） 人件費の増額についてですが、令和6年度の予算において、今回の人事院勧告の影響額、特別職、一般職、常勤職員のものに関しては約6000万で、会計年度任用職員については約3000万を見込んでおります。また支給については、条例の改正の施行日以降速やかに支給するようというふうになっておりますので、可能な限り年内に支給できるように手続を進めたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 年内にということで、今ちょうど年末調整とか、そういった時期なんですけど、そういったところへの影響はどのように考えられてるのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 総務課行政管理係長。

○総務課行政管理係長（坪内聡子） 年末調整なんですけども、今年度支給を行うものに関しては差額支給含めて年末調整を行う予定で計画しております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第94号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議会改革調査特別委員会調査報告

- 議長（湊俊文） 日程第18、議会改革調査特別委員会調査報告を議題とします。議会改革調査特別委員会へ調査の付託を行っておりますので、調査報告を求めます。議会改革調査特別委員会、亀岡委員長。
- 議会改革調査特別委員長（亀岡純一） 令和6年12月18日 北広島町議会議長湊俊文様。議会改革調査特別委員会委員長亀岡純一。北広島町議会改革調査特別委員会の調査報告書。議会改革調査特別委員会より、北広島町議会における議会改革に向けて調査研究してきたことについて、次のとおり北広島町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。1. 調査対象（1）北広島町議会議員報酬について、（2）長期欠席議員の報酬減額について、（3）選挙公報について、（4）政務活動費について、（5）オンライン会議について。2. 調査期間 令和6年3月21日から令和6年11月12日まで。3. 調査方法 特別委員会を7回開催し、全国町村議会議長会の町村議会議員のなり手不足対策検討会の報告書や、広島県内の町議会及び近隣市町議会の状況を把握し、また、議会報告会等での意見収集など慎重に調査を行いました。4. 調査結果又は概要（1）北広島町議会議員報酬について、全国的に議員のなり手不足が顕著になりつつあります。本町も例外ではなく、前回令和3年の改選時は合併以来初めて無投票でありました。なり手不足には様々な要因がありますが、町村議会議員の成り手不足対策検討会の報告によると、大きく3つの要因があり、1つ目は、議員のやりがい、環境、待遇の3条件の問題、2つ目が地域コミュニティの限界、3つ目が立候補・選挙における様々な障壁であります。1つ目の要因の中に低額な議員報酬があります。本町では、平成17年2月1日の合併以来議員報酬額は改定されておらず、県内9町議会のうち、下位から2番目ですが、幾つかの他町議会では、今年度議員報酬の増額が予定されており、さらに報酬額に差が出る見込みであります。議会は単なる多数決の場ではなく、様々な住民の意見を反映した議論を通じて町的意思を決定する重要な場であります。そこで審議する議員の無投票、定数割れを防ぐ一助として、議員報酬の改定を検討いたしました。なり手不足の観点から議員報酬を上げることは全委員の意見が一致しましたが、上げ幅においては様々な意見がありました。議員の報酬は22万1000円であり、控除後の手取りは20万円を切っている状態であり、年金世代や副業がある方でないとい生活が厳しい現状がある。また、子育て世代でも政治参加できる環境を整えていくため増額を目指す。前回の審議会答申から4年たっており、コロナも落ち着き、物価高の折、賃金を上げようという社会的な動きもあるという意見がある一方、議会の動きを変えるならよいが、変革をしないと、今のままでプラス3万円を出すのは難しい。新たに報酬等審議会を開いてほしいという意見もありました。議論を進める中で、前回の報酬等審議会の意見を尊重するという意見が多数となり、最終的に月額2万円の増額を委員会決定いたしました。（2）長期欠席議員の報酬減額について。県内9町議会の条例制定状況を鑑み、議員が長期にわたり議会を欠席した期間の報酬を減額することを委員会決定としました。（3）選挙公報について。選挙公報は、選挙の際に候補者がお金や組織がなくても自らの主義主張を有権者に知らせることができるなど有効なものと言えます。しかし、公職選挙法の一部改正により、選挙ビラ1600枚の公費負担、期日前投票の増加による有権者への配布時期、配布方法、選挙公報に係る費用対効果を考えると絶対に必要なものとはまでは言えず、選挙公報は不要であると、委員会決定いたしました。（4）政務活動費について。地方自治法で、議会議員の調査研究等の必要経費の一部として政務活動費を交付することができることとされており、現在、県内9

町議会中、4町議会が導入しています。政務活動費に対する厳しい目がある、必要ないという意見がある一方、必要な人のみ申請すればよい。領収書を添付し、用途を明確にして住民に公開するのであれば導入してもよいという意見もあり、導入の可否については、次期議員に委ねることを委員会決定としました。（5）オンライン会議について。本会議では認められていませんが、委員会については、条例を改正することで実施可能であります。災害時や感染症罹患時等の有効な手だてであり、時代の流れとしては導入の方向であります。出席議員の確認がズーム内ではできない。使う人のスキルや通信状況、情報セキュリティ対策など様々な懸念が生じます。今後も導入について継続調査することを次期議員に委ねることを委員会決定としました。5. 町への意見。議員報酬の増額に伴う予算措置をすることを求めます。今後も議会運営において町執行部との協議・協力が不可欠であります。本委員会の決定事項を尊重し、共に議会運営に取り組んでいくことを要望します。以上です。

○議長（湊俊文） 以上で調査報告を終わります。これより調査報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。今、亀岡委員長からの報告を聞き、7回にわたって委員会を持って慎重審議をされたということをお聞きしました。ちなみに私は、唯一この委員会に所属しておりません。それはなぜかと言いますと、前回もこういう会があったわけでありまして、そのときにも参加をしない。客観的にどういうふうな判断をしていくのかということが求められるというふうに思ったので、そういう立場を取ったわけでありまして。1番から5番まで非常に親切に報告をいただきました。一番難しかったのは、まず、1番目の月額報酬を決めるということであったということも今お聞きをしました。確かにそうであろうというふうに思います。まず、なぜ2万円の引上げなのかということはどうしても思うわけでありまして。この町、北広島という町ではありませんが、広島県には9つの町があるわけでありまして。その町の中で、どの位置に北広島があるのかということも先ほど述べられました。税金の控除などした後の手取額は20万円を割りますよという報告もありました。それは4年前にも町のほうで提案されたときにも2万円程度の引上げということがあったわけでありまして。そのときにも賛成も反対も随分あった中で、結局引き上げという運びにはならなかったということでありまして。なぜ、また今回が2万円になったのかということのをもう少し分かりやすくお伝え願えればというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 亀岡委員長。

○議会改革調査特別委員長（亀岡純一） なぜ2万円になったかという質問であります。先ほどの報告の中で申し上げたとおりでありますけれども、まず、4年前の報酬審議会で出されたときの状況は、これは否決された大きな理由の中に、そのときの社会情勢がコロナ感染症がまん延している中で社会情勢が今その報酬を上げるにふさわしい時期ではないのではないかという意見が多くございました。それから4年たって今コロナは第5類になっております。これについては、その部分は解除されたというふうに見てよいかもしれませんが、この委員会の中で、ただ議論してきた中に、最大値としては5万円上げてはどうかと。そうすることで、広島県内の他の町議会との平均値に近づけることができるのではないかと。あるいは今回のほかの町議会からの情報によれば、最低ラインとして25万円あたりではないかという動きもあるということも議論の中に出てきましたが、その中でやはり報酬審議会をもって出された答申については、まずは一旦議会として重く受け止めて、この段階を踏んだ上で、必要であれば

次期議員の皆さんでまた議論していただく。あるいは報酬審議会を要請していくという、そういう段階を踏んだほうがいいのではないかという意見のほうが多くなりましたので、結果的にこのような月額2万円の増額ということになりました。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 丁寧な答弁ありがとうございます。私は今回は反対はするわけでありませうけれども、その反対の理由は引上げ額が低いということで私は反対をするわけでありませう。本来、先ほどなり手が少ないというふうなことも理由の中にありましたけれども、9つの町が県内にありますけれども、一番多いところは多分府中町だろうと思っておりますけれども、29万円だというふうに理解をしております。私は、そこにくっつけていくぐらいの気持ちがないと、若手の担い手の養成はできないよというふうに思うわけでありませう。ですから、私は本当言えば、府中町抜いて35万円ぐらい出して、若手をどんどんこの議会に呼び込み、この町がどんなにすばらしいところになるのかということ念頭にしながら取組を進めていく。それが先輩議員である私たちの任務ではなかろうかというふうに思っています。そこら辺を踏まえて、委員長がまた答弁があるようならいただきたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 亀岡委員長。

○議会改革調査特別委員長（亀岡純一） 引上げ額をもっと大幅に上げるべきではないかと、そういうご意見だと伺いましたが、そのような明確なご意見をお持ちであれば、何ゆえにこの議会改革調査特別委員会に入っていたか、そのことを熱く語っていただけなかったのかというところが非常に残念であります。今回の結果はこのような結果であります。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） もう一言述べさせていただくならば、私は本会議の中で、こういう場の中でどういう過程の中で決まってきたかということ町民の方に知っていただくということが必要なわけでありませうし、委員会の中で言った意見であれば、その委員会でもとめるという作業が当然必要なわけでありませうから、あえて離れたところから客観的にというふうに言わせていただいたのはそういう意味であります。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡委員長。

○議会改革調査特別委員長（亀岡純一） 思いは分かりました。ただ委員会報告として、委員会の中で出された議論については、きちんとこの本会議で報告いたしますから、今、梅尾議員が言われたような委員会でもなされたことが密室で行われたようなそういう印象を受けるような内容は、少なくとも持たれないように努めておるところでございます。以上。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。お諮りします。議会改革調査特別委員会の調査を終了し、調査報告のとおりすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、調査報告書のとおりとし、議会改革調査特別委員会を解散します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 請願・陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（湊俊文） 日程第19、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で各常任委員会へ審査の付託を行っております、請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。総務常任委員会、伊藤淳委員長。
- 総務常任委員長（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。総務常任委員会の審査報告をいたします。令和6年12月18日 北広島町議会議長湊俊文様。総務常任委員会委員長伊藤淳。委員会審査報告です。令和6年12月6日、本会議において本委員会へ付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第17号、件名 加齢性難聴者への補聴器購入に対する助成についての陳情書。審査の結果は採択です。陳情第17号については意見書の提出をいたします。理由としまして、加齢性難聴の高齢者へ補聴器の購入費を助成することにより、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図ることが理由となります。以上で審査報告を終わります。
- 議長（湊俊文） 続いて産業建設常任委員会、伊藤立真委員長。
- 産業建設常任委員長（伊藤立真） 産業建設常任委員会の審査報告をいたします。令和6年12月18日 北広島町議会議長湊俊文様。産業建設常任委員会委員長伊藤立真。委員会審査報告です。令和6年12月6日、本会議において本委員会へ付託された次の事件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。事件の番号、請願第1号、件名 訴訟参加を求める請願書。審査の結果、採択。陳情第13号、令和7年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書。採択。理由です。請願第1号について、風力発電建設は自然エネルギー利用の重要性の観点からは理解できるが、北広島町の貴重な自然は財産であり、北広島町環境保全に関する条例にもあるように、それを守るため採択といたしました。陳情第13号、北広島町商工会の活発な事業活動は、地域経済、地域コミュニティの活性化につながるため採択といたしました。以上で委員会報告を終わります。
- 議長（湊俊文） 以上で常任委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 請願審査

- 議長（湊俊文） 日程第20、請願審査を行います。請願第1号、訴訟参加を求める請願書を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対し、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、請願第1号、訴訟参加を求める請願書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第21、陳情審査を行います。陳情第13号、令和7年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対し質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、陳情第13号、令和7年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第22、陳情審査を行います。陳情第17号、加齢性難聴者への補聴器購入に対する助成についての陳情書を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対し質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、陳情第17号、加齢性難聴者への補聴器購入に対する助成についての陳情書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第23 発議第10号 北広島町議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例

○議長（湊俊文） 日程第23、発議第10号、北広島町議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。1番、亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 発議第10号、令和6年12月18日 北広島町議会議長湊俊文様。提出者北広島町議会議員亀岡純一。賛成者、北広島町議会議員伊藤立真、同伊藤淳、同服部泰征。北広島町議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。提案理由であります。議員が療養等の理由による長期欠席のために議員の職責を果たせない場合、または議会への町民の信頼に反し、議員としての責任を果たせない場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について定める条例を提案するものです。条例の内容につきましては、議員が疾病その他の理由により90日を超える期間にわたり町議会の会議等を欠席し

た場合、議員報酬及び期末手当の額を減ずるもので、その減額率は、90日を超え180日以下の期間の場合は100分の20、180日を超え365日以下の期間の場合は100分の30、365日を超える期間の場合は100分の50と定めるものです。また、議員が刑事事件の被疑者、または被告人として逮捕、勾留、その他の身体を拘束される処分を受けたときの議員報酬及び期末手当の支給停止及び不支給について定めるものです。議員各位のご賛同をお願いいたします。以上。

○議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第10号、北広島町議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 発議第11号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第24、発議第11号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。1番、亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 発議第11号、令和6年12月18日 北広島町議会議員長湊俊文様。提出者北広島町議会議員亀岡純一。賛成者、北広島町議会議員伊藤立真、同伊藤淳、同服部泰征。議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。提案理由であります。住民自治の根幹としての議会において、議員活動の充実、議会活動の活性化を進めていくことを目的に議会の議員の報酬月額を変更するため、条例の一部改正について提案するものです。改正後の報酬は、議長、月額31万5000円、副議長、月額26万4000円、委員長24万8000円、議員24万1000円となります。以上、議員各位のご賛同をお願いいたします。
- 議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。最初に反対討論を許します。反対討論ありませんか。8番、梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。長年の報酬月額の引上げということは、この場でもあるいは委員会でも討議をされてきたわけでありまして。このたびも7回にもわたる慎重審議の状況でございまして、大変に敬意を表するところであります。提案理由でありますけれども、議員活動の充実、議員活動の活性化を進めることを目的に報酬月額を変更するんだということで、私ももちろん同意をするわけでありまして。前回の提案が執行部から出されたときには私も反対討論を行いました。そのときには、当時はコロナがまだまだまん延しておりましたし、町の職員もその状況の中で、一時金が削減されるという厳しい状況もあって、この町でも経済活動が十分に行われていないという状況の中で反対をしたわけでありまして。私は今回反対をす

るのは、引上げ額が低いんじゃないかということでもあります。議員定数は16から12になって、大変広いこの町を皆さん議員が、いろいろな方の意見を聞きながら、執行部に対して、町に対して進めていくということを努力しておられるわけですが、やはり非常に低い報酬月額で取組をする以外にないという状況がずうっと続いておりました。もっと若い人たちに、このまちをどうしていこうかという活性化に向けて進むのであれば、もっと多くの月額報酬を支給をして専念ができるような状況をつくる必要があるかと思っております。ちなみに隣の安芸高田市は32万5000円です。そして、その隣の町の政令指定都市でありますけれども、広島市は86万円です。この町は本当に広いんです。広いのに議員数が少ないんです。少なくとも、頑張っている町のことを地域のことを取組をされておられるのは、私も存じておりますけれども、しかしながら、安心して議員として活動できてという条件を私たちがつくっていく必要があると思っております。私は委員会に所属してなかったということもありますから、あえてこの場で額をもっと引き上げて、後輩たちにこの場でこの地域で頑張ってもらいたいという期待を込めて、あえて反対討論とさせていただきます。ご理解をいただきたいというふうに思って反対討論を閉めさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（湊俊文） 次に賛成討論はありますか。10番、服部議員。

○10番（服部泰文） 10番、服部泰文です。発議第11号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の賛成討論をします。この発議は、北広島町議会議員の報酬について、令和2年10月に北広島町特別職報酬等審議会より答申いただいた内容に従い、議員の報酬を増額するものです。議会という機関は、町が提出する条例や予算・決算などの議案に対する議決権を持ち、また、住民や各団体から上げられる請願・陳情の審査や国等の関係機関への意見書の提出など大きな権限を持っています。また、選挙で選ばれた町民の代表でもあります。そのような役割を持つ議員報酬の増額には、やはり客観性と透明性、そして何より町民の納得が必要ではないでしょうか。今回の増額案は、報酬等審議会より答申いただいた内容に従うもので、様々な角度から議員報酬について検討いただいた結果であり、客観性や透明性、そして納得を得られやすい内容になっていると思います。また、忙しい中にもかかわらず、調査、答申いただいた報酬等審議会の意見を尊重することがまずは重要との思いもあります。調べてみると、北広島町議会より報酬が少なくても選挙が行われていたり、逆に報酬が多くても無投票になっているなど、必ずしも議員報酬と立候補者の数は一致するとは限りませんが、議員報酬は活動していく上で必要なものです。また、北広島町議会の報酬は長い間据え置かれたままで、近隣市町と比べて低く、そのことが議員活動に制限を与えるのは好ましくありません。今回を機に今後も定期的に報酬等審議会が開催され、適正な議員報酬により活動できる議会となることを期待しまして、私の賛成討論といたします。議員各位のご賛同よろしくお願ひします。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、発議第11号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 25 発議第 12 号 加齢性難聴者への補聴器購入に対する助成を求める意見書の提出について

- 議長（湊俊文） 日程第 25、発議第 12 号、加齢性難聴者への補聴器購入に対する助成を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局長。
- 議会事務局長（三宅克江） 加齢性難聴者への補聴器購入に対する助成を求める意見書（案）。70 歳を超えると難聴になると言われており、これを加齢性難聴というが、日本は超高齢者社会で、その数は 1000 万人と推計され、国民の 10 人に 1 人が難聴と言われている。難聴になると家族との会話には入れないばかりか、社会に出てもコミュニケーションができないのでひきこもりとなり、認知症の原因になると言われている。国連のアルツハイマー学会でも難聴と認知症の関係が認定されており、諸外国では補聴器の普及が 50% 前後だが日本は 15% となっている。それは、補聴器は安くても片耳 20 万円と高価だけでなく、専門の医師による調整がないと聞こえなかったり雑音を拾ったりする。日本では 3 年前くらいから自治体の助成が始まり、現在は 300 自治体に広がっている。東京都では全ての区で助成されており、半額は東京都が支出する。港区では上限 13 万円（半額は東京都）の助成となっている。新潟県では全ての自治体で助成が実施されている。以上のことから、下記の事項について実現するよう強く要望する。記。1、高齢難聴者の補聴器について公的な助成制度を創設すること。2、補聴器の購入時から継続的に身近な場所で相談や機器の調整が可能となるよう専門技術者の養成や販売員の資質向上など、補聴器の適切な利用のための環境整備に努めること。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。令和 6 年 1 月 18 日、広島県北広島町議会。提出先、厚生労働大臣、財務大臣。以上です。
- 議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。9 番、伊藤淳議員。
- 9 番（伊藤淳） 9 番、伊藤淳です。発議第 12 号、令和 6 年 1 月 18 日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員伊藤淳、賛成者、北広島町議会議員梅尾泰文。加齢性難聴者への補聴器購入に対する助成を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第 112 条及び北広島町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。趣旨です。加齢による聴力の低下のため日常生活に支障がある高齢者へ補聴器の購入費を助成することにより、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図るため、補聴器購入に対する助成について政府に意見書を提出します。議員各位のご賛同をお願いいたします。
- 議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第 12 号、加齢性難聴者への補聴器購入に対する助成を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 発議第13号 日本政府に第3回核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を
求める意見書の提出について

- 議長（湊俊文） 日程第26、発議第13号、日本政府に第3回核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局長。
- 事務局長（三宅克江） 日本政府に第3回核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）。核兵器禁止条約は、2021年1月22日に発効を迎え、2024年11月末現時点において94か国・地域が署名し、うち73か国・地域が批准している。2022年6月21日から23日にオーストリアの首都ウィーンで開催された核兵器禁止条約第1回締約国会議では条約への参加促進や核兵器の被害者支援など、核なき世界の実現を目指す「ウィーン宣言」と具体的な取組である「ウィーン行動計画」を採択。続く2023年11月27日から12月1日にニューヨーク国連本部で開催された核兵器禁止条約第2回締約国会議では、条約の普遍化や核被害者援助など、第1回締約国会議で課題となった具体的なテーマの進展が議論され、「人類の存亡に関わる核兵器の脅威に対処し、禁止と廃絶に向けて確固たる決意で取り組む」との政治宣言が採択となった。このたび2024年のノーベル平和賞を日本原水爆被害者団体協議会が受賞された。このことは「被爆者」の方々が核兵器のない世界を実現するために努力し、核兵器が二度と使われてはならないと証言を通じて示してきたことによるもので、現在ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエル・パレスチナ問題により、核兵器使用へのリスクが大変高まっている状況下において極めて大きな意味を持つ。日本は核保有国と非保有国との「橋渡し」を公言しているが、そのためには核兵器に関する様々な意見に耳を傾ける必要がある。安全保障を「核の傘」に依存しており、現時点において核兵器禁止条約に署名・批准するのが難しくても、オブザーバーとして積極的に関わることは、その「橋渡し」役をする上で大変重要なことと思われる。唯一の戦争被爆国である日本には国内外からも非核化に向けた取組を期待する声が多くある。その日本が先頭に立って、核保有国と非保有国の橋渡しをする姿勢を示すためにも2025年3月に開催が予定されている第3回締約国会議へのオブザーバー参加を強く求める。記。政府は核兵器禁止条約の第3回締約国会議にオブザーバーとして参加すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和6年12月18日広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。以上です。
- 議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。10番、服部議員。
- 10番（服部泰征） 発議第13号、令和6年12月18日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員服部泰征、賛成者、北広島町議会議員伊藤立真、同敷本弘美、同宮本裕之。日本政府に第3回核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨です。核兵器禁止条約とは、あらゆる核兵器の開発、実験、生産、保有、使用を許さず、核で威嚇することも禁じた初めての国際条約であります。唯一の戦争被爆国である日本は核兵器がもたらす甚大な被害や非人道性を訴えていく責務があり、また、核保有国と非保有国の橋渡しを行う上で、締約国会議に参加することは大変重要であるため、日本政府に対し、核兵器禁止条約の第3回締約国会議へのオブザーバー参加を要請するも

のです。議員各位のご賛同よろしく申し上げます。

- 議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。8番、梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。発議第13号、日本政府に第3回核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について賛成討論を行います。唯一被爆国である日本が核兵器の脅威を長年にわたって経験してきております。79年前に起こった原爆の存在、一瞬にして一面焼け野原、身内や友人が亡くなり、生き残っても原爆症に苦しみ、周りとの接触を受け入れられず、結婚さえできない人もありました。こうした苦しみは今もなお続いております。核兵器は人類を不幸にこそすれ社会経済を潤すことなどできません。このことは多くの国々や有識者は認識をしております。今こそ核兵器のない地球を私たちの力で、将来、未来、後世に確約したいものであります。日本の取るべき行動は、日本国民の強い思いである核兵器禁止条約に批准することでありますが、当面、オブザーバー参加することであると思います。よって、この意見書を政府機関に送付されることに同意をし、賛成討論をするものであります。議員各位の賛同をお願いいたします。
- 議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第13号、日本政府に第3回核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第27 閉会中の継続審査の申し出

- 議長（湊俊文） 日程第27、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。配付したとおり、総務常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長より、それぞれ閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。これで本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 12月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。12月6日の開会から本日までの13日間、議員の皆様におかれましては終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございます。さて、本町は来年2月1日に合併20周年を迎えます。これに先立ち、11月10日には記念式典を開催し、多くの皆様にご出席いただき、たくさんの祝福と激励をいただきました。「20周年の風 歩んでいこう どこまでも」のキャッチフレーズのように、未来を見据えた持続可能なまちづくりに向けて、職員一丸となって取り組む決意を新たにしたいと

ころでございます。今後とも町の行政運営につきまして格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。これからしばらく真冬の寒さが予想されています。議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、輝かしい新年を健やかに迎えいただきますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（湊俊文） 閉会に当たり一言申し上げます。本定例会は12月6日から本日までの13日間の会期でありました。提出された議案、陳情を慎重に審議され、議案等の全てを議いたしました。本当にお疲れさまでございました。町におかれましては、本定例会において出された質疑や意見など、今後の予算編成及び施策に反映されますよう、要望しておきます。さて、今年も残すところ、あと僅かとなりました。この一年を振り返ってみますと、大変すばらしい出来事といえば、本町在住の我々議員の先輩である箕牧智之氏が代表委員を務められ、被爆者の立場から核兵器廃絶を訴え、活動されています、日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協がノーベル平和賞を受賞されたことではないでしょうか。心よりお喜び申し上げますとともに、一日でも早く核兵器廃絶の日が来ることを願っております。先ほども町長のほうからありましたが、平成17年2月1日北広島町が誕生してから、もうすぐ20年を迎えます。去る11月10日には北広島町合併20周年記念式典が挙行され、国会議員をはじめ多くの来賓をお迎えし、自治功労、地域功労、特別功労のあった個人、団体への表彰があり、次代を担う町内3つの高校の生徒が舞う神楽を披露されるなど、町民の皆様とともにお祝いすることができました。令和6年、よいことよくないことが多くあったと思いますが、来年は町民みんなが明るく元気に平穏な日々が送れますことを切に願うものです。結びに、今年1年、皆様のご協力、ご支援に感謝を申し上げますとともに、議員並びに町長はじめ職員各位におかれましてはくれぐれもご自愛の上新年を迎えられ、来年、健康で幸多き年になることをご祈念申し上げまして、閉会の言葉といたします。 以上で、令和6年第4回北広島町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時26分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~